

(平成25年1月23日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年12月までの期間、49年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年12月まで  
② 昭和49年6月及び同年7月

私は、国民年金の加入手続及び保険料納付についての詳細な記憶はないが、私が夫婦二人分の保険料を集金人に一緒に納付していたことを覚えている。

今まで、お金に困ったことは無く、申立期間①及び②の国民年金保険料は、夫は納付済みであるのに、私の保険料だけが未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳を見ると、会社を退職後の昭和49年1月8日に手帳が再発行されていること等から、この頃に国民年金の再加入手続が行われたものと推認されるとともに、申立人は同日付けで、申立期間①直後の同年1月の国民年金保険料を納付したことを示す領収証書を所持している上、同年2月及び同年3月の保険料を現年度納付していることから、この時点において現年度保険料となる申立期間①の保険料について、市が納付催告しなかったとは考え難い。

また、申立人の特殊台帳を見ると、申立人は国民年金の再加入手続を行った翌月の昭和49年2月21日付けで、47年1月から申立期間①直前の48年3月までの国民年金保険料を一括して過年度納付していることが確認できる上、再加入以降、申立期間②を除き60歳期間満了まで保険料を全て納付していることから、納付意識の高さがうかがえることを踏まえると、申立人が市の納付催告を受けて申立期間①の保険料を納付しない理由は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を集

金人に一緒に納付していたと申し立てているところ、その夫の納付記録を見ると、国民年金被保険者の資格を取得した昭和48年5月以降60歳期間満了まで保険料を完納しており、申立期間②に相当する期間の保険料は納付済みとなっている。

また、申立期間②は2か月と短期間である上、申立人は、申立期間①及び②当時において住所に変更はなく、その夫の仕事も順調であったと陳述していることから、申立期間②の国民年金保険料についても、納付意識の高い申立人がその夫の保険料と一緒に納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年9月まで

私は婚姻後、将来のことを考えて昭和55年5月から国民年金に任意加入し、それ以後、夫の転勤等で何回か転居した都度、住所変更手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。

申立期間の国民年金保険料は、A県B市からC県D市へ転居した時期であったが、転出入手続をそれぞれの市役所で行った当時に、どちらかの市役所内の金融機関で、横長の納付書を用いて保険料を納付した。

私は、通常、国民年金保険料を4か月ないし6か月ごとにまとめて納付しており、申立期間及びその前後の期間は1回当たり2万5,000円ないし4万円程度の金額を納付していたように思う。

納付が遅れた時期もあったが、未納とならないように注意して国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、昭和55年5月にC県E市において国民年金に任意加入し、申立期間以外の国民年金被保険者期間において国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、B市からD市への転出入手続をそれぞれの市役所で行った際に、どちらかの市役所内の金融機関で納付書を用いて納付したと陳述しているところ、申立人が所持する年金手帳を見ると、昭和60年9月7日付けで、B市からD市への住所変更手続きが適切に行われていることが確認できる。

さらに、B市では、申立期間当時、年度当初に1年間分の納付書を被保険者

へ送付しており、申立人は転居前に申立期間を含む昭和 60 年度分の納付書を入手していたと考えられ、一方、D市では、「当時、被保険者が窓口で年金手帳の住所変更手続をした際には、前住所地での保険料納付済期間を本人に確認した上で、納付済期間を除く納付書を、住所変更手続の翌月には送付していた。」と説明していることから、申立人は、B市又はD市のいずれでも申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付書の形状について、横長で月ごとの収納スタンプを金融機関が押すものであったと陳述しているところ、これはB市及びD市の昭和 60 年度の納付書の形状と符合する上、納付頻度及び納付金額について4か月ないし6か月ごとにまとめて納付し、また、1回当たりの金額は2万 5,000 円ないし4万円程度であったと陳述しているところ、申立期間の月額保険料は 6,740 円（申立期間の合計保険料額は4万 440 円）であり、金額もおおむね一致する。

このほか、申立期間は6か月と短期間であり、申立人の納付意識の高さに鑑みると、申立期間の国民年金保険料のみ未納のまま放置したとするのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 7 月に A 社を退職して、しばらくは仕事をしていなかったため、国民年金に加入していなかった。しかし、約 2 年後に自身で事業所を開業した頃に、妻が B 県 C 市役所に出向き、私の加入手続を行ってくれたと思う。

加入当初の国民年金保険料については、事業所を開業して間もない頃のため、納付が困難であったところ、当時、C 市役所に勤務していた知人（妻の姉の友人）に勧められて、妻が免除申請手続を行ってくれたはずである。

その知人からは、「国民年金保険料を納付できるようになったら、納付するように。」と言われたことがあり、事業所の収入に余裕ができた頃に、過去の免除期間と未納期間の保険料を妻が納付したはずであるが、妻は具体的な納付方法等は覚えていないとしている。

妻は、自宅に届いた納付書については、未納のまま放置せずに全て納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び C 市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市において、昭和 57 年 8 月 1 日を国民年金被保険者資格の取得日として、59 年 12 月 12 日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立期間直前の昭和 57 年 8 月から 58 年 3

月までの国民年金保険料の納付済期間については、加入手続時期からみて、納付書の発行を受け過年度納付されたものと考えられ、申立期間の保険料についても、同様に納付書が発行された可能性が高い。

さらに、申立人の国民年金加入期間中の国民年金保険料は、申立期間を除き全て納付済みとされており、また、申立期間直後の昭和 59 年度については、一旦、免除承認されているにもかかわらず、前半の 6 か月分は現年度納付し、後半の 6 か月分は追納するなど、申立人の保険料納付を担っていたその妻の納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は 12 か月と短期間であることを踏まえると、申立人の申立期間の保険料のみ未納のまま放置されたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年9月14日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を同年9月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月9日から38年2月1日まで  
② 昭和39年9月14日から同年11月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いことが分かった。

申立期間①は、G市のA社（以下「A社本社」という。）に入社した直後、申立期間②は、同社D事務所から同社C支社に異動した時期に当たり、平成9年の退職時にB社から交付された「感謝状」からも継続して勤務していたことが確認できるので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険の加入記録、B社の人事・総務事務を行っているE社の回答及び複数の同僚の陳述等から判断すると、申立人が、当該期間もA社に継続して勤務し（昭和39年9月14日にA社D事務所から同社C支社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和39年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。



なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、E社は不明としているが、同社から提出されたA社F支社作成の「健康保険厚生年金保険被保険者台帳」から確認できる申立人の資格喪失日（昭和39年9月14日）及び同社C支社作成の「社会保険台帳」から確認できる申立人の資格取得日（昭和39年11月1日）は、いずれもオンライン記録と一致していることから、事業主がこれらの日を資格喪失日及び資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①についても、雇用保険の加入記録、E社から提出されたA社本社に係る「採用者名簿」、E社の回答及び申立人提出の「感謝状」の記載から判断して、申立人が、同社本社に勤務していたものと認められる。

しかし、E社から提出されたA社本社作成の「社会保険台帳」を見ると、申立人の同社における健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、昭和38年2月1日と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、E社は、「A社本社作成の社会保険台帳において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和38年2月1日と記載されていることに鑑みると、申立人が同日より前に同社で資格を取得していたとは考え難い。当時の給与関係資料については保管していないものの、申立人に係る資格取得届が提出される以前の申立期間①において、同社が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。」旨陳述している。

さらに、申立期間①当時、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から被保険者記録が確認できる男性の同僚のうち、連絡先の判明した者に照会し、13人から「自身の入社日を記憶している。」との回答が得られたところ、オンラインの記録から、うち12人のそれぞれの厚生年金保険被保険者資格の取得日は、各自が記憶する入社時期と一致しておらず、入社後、2か月ないし3年程度経過してからであることが確認できる。

加えて、前述の12人のうち複数の者が、「A社本社では、必ずしも全ての従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった。」旨陳述しており、これら複数の同僚に係る厚生年金保険の加入状況を踏まえると、申立人に係る被保険者資格の取得日だけが他の従業員に比べて著しく遅れているとは言い難い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和39年9月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月14日から同年11月1日まで  
年金事務所からの照会文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。申立期間は、同社D事務所から同社C支社に異動した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社の人事・総務事務を行っているE社の回答及び複数の同僚の陳述等から判断すると、申立人が、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和39年9月14日にA社D事務所から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和39年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、E社は不明としているが、同社から提出されたA社F支社作成の「健康保険厚生年金保険被保険者台帳」から確認できる申立人の資格喪失日（昭和39年9月14日）及び同社C支社作成の「社会保険台帳」から確認できる申立人の資格取得日（昭和39年11月1日）は、いずれもオンライン記録と一致していることから、事業主がこれらの日を資格喪失日及び資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月15日から同年4月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間に係る加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、B社がA社に吸収合併された時期に当たるが、当該合併の前後で業務内容に変化はなく、継続して勤務していた。

また、A社に係る失業保険被保険者離職票を見ると、同社での被保険者資格の取得日が昭和41年3月15日と記されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人から提出されたA社に係る失業保険被保険者離職票において、申立人の被保険者資格の取得日が昭和41年3月15日と記されていることに加え、同日にB社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから判断して、同年3月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主が不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を11万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年3月1日から同年4月1日まで  
② 昭和59年4月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答をもらった。

私は、A社に、昭和58年10月頃からB学校の研修生としてアルバイト勤務の後、59年4月1日に同社の正社員に採用された。

申立期間①は、アルバイトであったが、学校の授業はほとんどなく、他の正社員と同様にフルタイム勤務していた。

申立期間②は、正社員として勤務していた。

所持している昭和59年4月分の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されているので、フルタイム勤務していた申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人から提出された給与明細書及び預金通帳並びにA社の元事業主の陳述から判断して、申立人が、当該期間に同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、前述の給与明細書において確認できる保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険被保険者資格の取得日の記録が、雇用保険及び厚生年金基金に係るそれぞれの被保険者資格の取得日と同日であることから、社会保険事務所（当時）、公共職業安定所及び厚生年金基金の全ての機関が、それぞれの被保険者資格の取得日を誤って同じ日に記録したとは考え難く、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 59 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、前述の元事業主が、「当時の賃金台帳及び人事記録等は保管しておらず、申立人の申立期間①における勤務実態は不明である。」旨陳述しており、また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①に被保険者記録が確認できる者からも、申立人が当該期間に同社で勤務していたという陳述を得られなかった。

また、前述の元事業主は、「申立人の給与から昭和 59 年 3 月の厚生年金保険料は控除していない。」旨陳述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 13685 (事案 9447 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月31日から51年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月31日から52年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、昭和49年2月28日から52年5月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いとして、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたところ、49年2月28日から同年7月31日までは申立てが認められたが、申立期間については、厚生年金保険料の控除の状況が確認できないとして認められなかった。

その後、申立期間にA社で勤務していた者から当該第三者委員会に対して、保険料の控除が確認できる給料支払明細書の提出があったと聞いたので、改めて申し立てる。申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立期間当時の事業主及び経理担当者はいずれも死亡しているため、申立期間当時の保険料の控除の状況を確認できず、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月17日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、同僚の一人から申立期間当時の給料支払明細書が提出されたと聞いたので、改めて審議してほしいと申し立てている。

そこで、申立人と同職種の同僚から提出された昭和 51 年 3 月分の給料支払明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該同僚は、「申立期間のうち、昭和 51 年 3 月より前の給料支払明細書は無いが、この間も私の業務内容及び勤務形態に変化はなく、厚生年金保険料が控除されていた。」と陳述しているところ、申立人も、自身の業務内容及び勤務形態に変化はなかったとしており、複数の同僚も申立人について同様の陳述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 49 年 7 月 31 日から 51 年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 49 年 1 月の社会保険事務所（当時）の記録から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、A 社は昭和 49 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、複数の同僚の陳述等から、当該期間も 5 人以上の者が勤務していたことがうかがえる上、同社は当該期間に B 健康保険組合の適用事業所となっていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 51 年 3 月 1 日から 52 年 5 月 1 日までの期間については、同僚から当該期間に係る給料支払明細書の提出が無く、依然として保険料の控除の状況は不明である。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和48年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月31日から同年9月1日まで

昭和48年7月14日から同年8月31日までA社本社に在籍し、同年9月1日から関連会社のC社（現在は、D社）に出向したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。両社には継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述、B社提出の人事記録及び同行の回答等から判断すると、申立人がA社及び関連会社のC社に継続して勤務し（昭和48年9月1日にA社本社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和48年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の保険料を納付したと思うとしているものの、事業主が資格喪失日を昭和48年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社が事業を承継）における資格喪失日に係る記録を昭和43年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月21日から同年5月1日まで

夫がC社の関連会社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、夫がA社からD社E事業所に異動した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

D社E事業所に勤務していた複数の同僚の陳述から判断すると、申立人がA社及び関連会社のD社に継続して勤務し（A社からD社E事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、異動先のD社E事業所は昭和43年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないが、申立人と同時期に関連会社のC社からD社E事業所に異動したとする者全員が、同年5月1日までは異動元のC社で厚生年金保険に加入していることから、申立人についても、A社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43

年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月25日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、同社C営業所で継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社の回答及び複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社C営業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「厚生年金保険料を申立期間だけ控除しなかったとは考えられないことから、申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除したと思う。」と回答している上、申立人及び複数の同僚は、「申立期間当時、給与計算是D本社で一括して行われていた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和36年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年8月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和61年10月1日から62年1月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月12日から平成5年8月1日まで  
② 平成5年8月1日から6年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低くなっている。一部期間の給与明細書と、当時の給与額及び保険料控除額を正確に転記した家計簿を提出するので、実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、申立人の主張する50万円と記録されていたところ、平成6年2月15日付けで、5年8月1日に遡って32万円に減額されている。

また、申立人のほかにも、役員7人を含む被保険者11人の標準報酬月額が、申立人と同時期に遡及減額訂正されている。

しかし、申立人提出の家計簿により、当時の給与額は、遡及訂正前の標準報酬月額（50万円）相当であったことが確認できる。

また、経理担当の取締役であった者は、「当時、A社は社会保険料を滞納

していたが、社会保険事務所の徴収担当者の指導により、役員全員の標準報酬月額を遡って減額し、滞納は解消したと代表取締役から聞いた。」と陳述していることから、申立人らについて、実態に反した標準報酬月額の遡及訂正処理が行われたと考えられる。

さらに、商業登記簿により、申立人はA社の役員ではなかったことが確認できる上、複数の元役員及び元従業員が、「申立人はB職担当で、社会保険事務には関与していなかった。」と陳述しており、ほかに申立人が当該遡及訂正処理に関与したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額に係る遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、当該処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立期間②の標準報酬月額について有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の申立期間②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

2 申立期間①については、実態に反した標準報酬月額の遡及訂正など社会保険事務所の処理が不合理であったことをうかがわせる事情は見当たらないことから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録訂正が認められるかどうかを判断することとなるが、同法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書及び家計簿で確認できる保険料控除額から、申立期間①のうち、昭和61年10月から同年12月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業を継承しているC社は当時の資料が無いので不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和52年10月12日から59年1月1日までの期間、60年1月1日から61年10月1日までの期間及び62年1月1日から平成5年8月1日までの期間については、給与明細書又は家計簿で確認できる給与額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を

上回っているものの、保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しているか、又はこれを下回っている。

また、申立期間①のうち、昭和 59 年 1 月 1 日から 60 年 1 月 1 日までの期間については、申立人から給与明細書及び家計簿の提出が無い上、C 社も当時の関連資料は残っていないとしており、ほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和 52 年 10 月 12 日から 61 年 10 月 1 日までの期間及び 62 年 1 月 1 日から平成 5 年 8 月 1 日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年9月21日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年9月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和41年5月21日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社（申立期間当時は、I社。現在は、D社）における資格取得日に係る記録を同年5月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月21日から同年11月1日まで  
② 昭和41年5月21日から同年6月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内が有ったので、自身の記録を確認したところ、私も申立期間が厚生年金保険の未加入期間であることが分かった。申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和37年11月1日に資格を取得していることが確認できる複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、E社及びA

社に継続して勤務し（E社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の同僚が「私は、昭和37年9月20日過ぎにA社に入社したと思う。私が入社した時、申立人は既に同社に勤務していた。」旨陳述しているところ、申立人と同時期にE社からA社に異動したとする別の同僚が昭和37年9月21日にE社において被保険者資格を喪失していることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和37年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録は無い。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本から、同社の法人設立日は、昭和37年7月\*日であることが確認できる上、同社における雇用保険の加入記録が確認できた複数の同僚は、同年9月21日が同社における資格取得日であることが確認できることから、申立期間において同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、A社は、申立期間において社会保険事務所に適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びF健康保険組合の回答から判断すると、申立人が申立期間において、G社及びC社に継続して勤務し（G社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の雇用保険の加入記録から、昭和41年5月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和41年6月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、C社は、昭和41年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録は無い。

しかし、C社に係るH組織変遷図によると、同社の前身であるG社は、昭和41年5月に3社に分離独立していることが確認でき、社会保険事務所の記録から、当該3社のうち当時のI社を除く2社は、同年5月21日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人と同様に昭和41年5月21日にG社において資格を喪失し、同年6月1日にI社において資格を取得している被保険者

は47人確認できる上、同社に係る商業登記簿謄本から、同社の法人設立日は、同年5月\*日であることが確認できることから、申立期間において同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、C社は、申立期間において社会保険事務所に適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年9月21日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年9月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和41年5月21日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社（申立期間当時は、H社。現在は、D社）における資格取得日に係る記録を同年5月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月21日から同年11月1日まで  
② 昭和41年5月21日から同年6月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内が有ったので、自身の記録を確認したところ、私も申立期間が厚生年金保険の未加入期間であることが分かった。申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和37年11月1日に資格を取得していることが確認できる複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、E社及び

A社に継続して勤務し（E社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の同僚が「私は、昭和37年9月20日過ぎにA社に入社したと思う。私が入社した時、申立人は既に同社に勤務していた。」旨陳述しているところ、申立人と同時期にE社からA社に異動したとする別の同僚が昭和37年9月21日にE社において被保険者資格を喪失していることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和37年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録は無い。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本から、同社の法人設立日は、昭和37年7月\*日であることが確認できる上、同社における雇用保険の加入記録が確認できた複数の同僚は、同年9月21日が同社における資格取得日であることが確認できることから、申立期間において同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、A社は、申立期間において社会保険事務所に適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間において、F社及びC社に継続して勤務し（F社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の雇用保険の加入記録から、昭和41年5月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和41年6月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、C社は、昭和41年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録は無い。

しかし、C社に係るG組織変遷図によると、同社の前身であるI社は、昭和41年5月に3社に分離独立していることが確認でき、社会保険事務所の記録から、当該3社のうち当時のH社を除く2社は、同年5月21日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人と同様に昭和41年5月21日にI社において資格を喪失し、同年6月1日にH社において資格を取得している被保険

者は47人確認できる上、同社に係る商業登記簿謄本から、同社の法人設立日は、同年5月\*日であることが確認できることから、申立期間において同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、C社は、申立期間において社会保険事務所に適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、平成15年4月30日及び17年4月28日は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成15年4月30日は明らかでないと認められ、17年4月28日は履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日  
② 平成17年4月28日

年金事務所から「A社で勤務していた方について、平成15年4月支給の賞与に関する年金記録を訂正することになった。私についても、年金記録に反映されていない賞与の支払の事実があると思われる。」との内容の手紙をもらった。

また、年金記録を確認したところ、平成17年4月についてもA社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無いことが分かった。

平成15年4月及び17年4月にA社から賞与が支給されたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、金融機関から提出された申立人に係る普通預金取引明細表の賞与振込記録及びB健康保険組合が保管するA社に係る申立人の記録から、申立人は、平成15年4月30日において、賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成17年4月28日において、賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成21年6月23日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、申立期間のうち、昭和37年5月21日から同年6月1日までについては当該あっせんによらず、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を同年5月21日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月21日から同年6月1日まで  
② 昭和60年9月30日から同年10月1日まで

年金記録を確認したところ、A社(本社)から同社B工場に転勤した時期である昭和37年5月21日から同年6月1日までの期間が、厚生年金保険の空白期間となっていることが分かった。

また、昭和60年10月1日にC社D支店から同社E工場へ転勤したが、同年9月30日から同年10月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い。

両社共、転勤した際に退職したようなことはなく、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和37年5月21日から同年6月1日までの期間については、i) 申立人は、A社(本社)から同社B工場に異動した際も退職することなく、継続して勤務していたことが認められる、ii) 異動日は同年6月1日であり、当該期間については、同社(本社)において1万4,000円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる、iii) 事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる等として、既に当委員会で決定したあっせん案の報

告に基づき、平成 21 年 6 月 23 日付けで、総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後の同一事業所に係る別の申立てにおける調査の中で、申立人より A 社（本社）から同社 B 工場への異動の際に交付されたとする辞令が提出され、当該辞令の発令日は、昭和 37 年 5 月 21 日となっていることが確認できる。

したがって、A 社（本社）から同社 B 工場への異動日については、当該辞令に記載されている昭和 37 年 5 月 21 日とすることが妥当である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の A 社 B 工場における昭和 37 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社（本社）及び同社 B 工場は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成22年2月23日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、申立期間は当該あっせんによらず、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年5月21日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月21日から同年6月1日まで

年金記録を確認したところ、A社(本社)から同社B工場に転勤した時期である昭和37年5月21日から同年6月1日までの期間が、厚生年金保険の空白期間となっていることが分かった。

転勤した際に退職したようなことはなく、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立人は、A社(本社)から同社B工場に異動した際も退職することなく、継続して勤務していたことが認められる、ii) 異動日は同年6月1日であり、当該期間については、同社(本社)において1万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる、iii) 事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる等として、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成22年2月23日付けで、総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後の同一事業所に係る別の申立てにおける調査の中で、申立人と同時期に異動したとする同僚より、A社(本社)から同社B工場への異動の際に交付されたとする辞令が提出され、当該辞令の発令日は、

昭和 37 年 5 月 21 日となっていることが確認できる。

したがって、A 社から同社 B 工場への異動日については、当該辞令に記載されている昭和 37 年 5 月 21 日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の A 社 B 工場における昭和 37 年 6 月の社会保険事務所(当時)の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社(本社)及び同社 B 工場は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年5月21日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月21日から同年6月1日まで

年金記録を確認したところ、A社(本社)から同社B工場に転勤した時期である昭和37年5月21日から同年6月1日までの期間が厚生年金保険の空白期間となっていることが分かった。

転勤した際に退職したようなことはなく、継続して勤務し、給与から保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び当該同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(A社(本社)から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び複数の同僚が「工場移転が異動の理由であり、工場勤務者は皆、同時に異動した。」と回答しているところ、同僚のうち一人が所持する辞令の日付が、昭和37年5月21日となっていることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和37年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社及び同社B工場は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年5月21日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月21日から同年6月1日まで

年金記録を確認したところ、A社(本社)から同社B工場に転勤した時期である昭和37年5月21日から同年6月1日までの期間が厚生年金保険の空白期間となっていることが分かった。

転勤した際に退職したようなことはなく、継続して勤務し、給与から保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び当該同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(A社(本社)から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同日に異動したとする同僚二人が「工場移転が異動の理由であり、工場勤務者は皆、同時に異動した。」と回答しているところ、工場勤務者であったとする別の同僚一人が所持する辞令の日付が、昭和37年5月21日となっていることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和37年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万円とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社及び同社B工場は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年5月21日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月21日から同年6月1日まで

年金記録を確認したところ、A社(本社)から同社B工場に転勤した時期である昭和37年5月21日から同年6月1日までの期間が厚生年金保険の空白期間となっていることが分かった。

転勤した際に退職したようなことはなく、継続して勤務し、給与から保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び当該同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(A社(本社)から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び複数の同僚が「工場移転が異動の理由であり、工場勤務者は皆、同時に異動した。」と回答しているところ、同僚のうち一人が所持する辞令の日付が、昭和37年5月21日となっていることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和37年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社及び同社B工場は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成元年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月21日から2年1月5日まで

A社には、前の会社を辞めてすぐに入社したのに、ねんきん定期便を見ると、厚生年金保険に空白期間があったので、同社に問い合わせたところ、入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が異なっているとの説明を受けた。

A社に入社した日は、手元にある雇用保険被保険者証を見ると、平成元年12月21日と記されていることが確認できるほか、その日は同社の社員台帳からも確認できる。

A社入社以降、申立期間も継続して同社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者の記録、A社から提出された申立人に係る社員台帳及び同社の回答から判断して、申立人が、申立期間に同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日を、オンライン記録どおり平成2年1月5日とする届出を行ったと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る元年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和53年11月は18万円、同年12月は17万円、54年1月から同年9月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月1日から54年10月1日まで

年金事務所から届いた「ねんきん定期便」の「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」欄には、申立期間に係る標準報酬月額が13万4,000円、保険料納付額が6,097円と記されている。

しかし、手元に保管しているA社の申立期間に係る給与明細書を見ると、厚生年金の保険料控除額が8,190円となっており、申立期間の標準報酬月額の記録が、実際よりも低くなっていると思われるので、この標準報酬月額の記録を、給与明細書に記されている保険料控除額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、昭和53年11月は18万円、同年12月は17万円、54年1月から同年9月までは18万円と

することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 大阪国民年金 事案 6474（事案 5897、6220 及び 6375 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 12 月に会社を退職後、国民年金に加入していなかったが、54 年又は 55 年頃に未納のお知らせが届いたので、夫婦で A 県 B 市役所へ出向き、国民年金に加入した。その時、職員から過去 2 年ないし 3 年分の未納期間の国民年金保険料を遡って納付するように言われたので、手元の現金を集めて、後日、夫婦二人分の保険料を一緒に納付した。

当時の領収証書は、平成 7 年 1 月の災害で濡れてしまったので処分し、証拠となるものは無く残念であるが、納付したことは間違いないので、申立期間に納付記録がないかよく調べてほしいとして、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが認められなかった。

次に、2 回目の当該第三者委員会への申立てに当たって、私は、当初、納付金額等について記憶違いしており、市役所で職員から過去の未納保険料を納付できることを聞いた際、「説明計算書メモ」に私が金額を記載したことを思い出し、その内容からすると、納付期間は、加入当初から遡って納付可能な 2 年間であり、納付金額は夫婦二人分で 18 万 800 円ぐらいであった。また、納付場所についても、後日送付されてきた納付書を市役所の国民年金担当窓口を持参し、現金で一括して保険料を納付したことを思い出したとして、これらの内容を記載した上申書「C 年金事務所 2011/09/06 日受付」を提出し、再申立てを行ったが、これも認められないとの回答を受けた。

さらに、当該第三者委員会への 3 回目の申立てに当たって、申立内容は前回提出した上申書の記載内容と変わりがないが、申立期間の国民年金保険料の納付時の状況についてさらに詳しく述べると、i) 国民年金に加入後、半年ぐらいした時期に B 市役所から郵送されてきた同市長印が押された納付書を、市役所の国民年金担当窓口を持参し、夫婦二人分の保険料 18 万 800

円ぐらいを現金で一括して納付した、ii) その時の納付書は、私の妻が所持する「国民年金保険料納入通知書兼領収書(昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで)」と同一の様式で、保険料を納付後、国民年金課の担当者がその領収証書に印鑑(三文判のような小さな印鑑)を押した記憶がある。

また、被災の際に領収証書等の処分を依頼したD業者の代表者から、処分時の状況等を記載してもらった「処分証明書」を提出するとして、再々申立てを行っていたが、これも認められないとの回答を受けた。

今回、当該第三者委員会への4回目の申立てについては、新たな資料等はないが、申立内容は、再申立て時に提出した「C年金事務所 2011/09/06 日受付上申書第 2-2」の記載内容のとおり、i) 納付期間は、加入当初から遡って納付可能な2年間であり、ii) 納付金額は、夫婦二人分で18万800円ぐらいであった、iii) 納付場所は、後日送付されてきた市発行の納付書を市役所の国民年金担当窓口を持参し、現金で一括して保険料を納付した。

当該第三者委員会の判断には納得できないので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年7月にその妻と連番で払い出されている上、申立期間後の納付状況が夫婦共に同一であることから、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたものと推認されるところ、妻の申立期間における保険料も未納である、ii) 申立人及びその妻は、当時における納付書の入手方法、納付場所及び納付金額等についての記憶が曖昧であり、ほかに納付をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年8月12日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る2回目の申立てについては、i) 納付金額について、「説明計算書メモ」に金額を記載したことを思い出したとして、申立期間の納付金額は夫婦二人分で18万800円ぐらいであったとしているが、当該メモについては、紛失して今は無いとしているため、18万800円の根拠について申立人に聴取しても、その妻の所持する申立期間直後の領収証書を参考にしたと陳述するなど、その根拠に乏しい上、当該金額は、申立期間における夫婦二人分の実際の保険料額と異なっている、ii) 国民年金保険料の納付場所及び納付方法については、市役所の国民年金担当窓口で、現金で一括して納付したとしているところ、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和55年7月当時において、申立期間の保険料は過年度保険料であり、現年度保険料の収納事務しか取り扱わない市役所の国民年金担当窓口で納付することはできない、iii) そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成24年2月10日付けで、

年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立期間に係る3回目の申立てについては、i) 国民年金保険料の納付状況について、従前の主張に加え、さらに詳細に納付時の状況を陳述しているものの、保険料の納付場所についての主張は従前と変わりがなく、市役所の国民年金担当窓口であったとするなど、従前の主張を繰り返すのみであり、申立人の陳述においても、申立期間の保険料納付をうかがわせる新たな事情等は、酌み取ることができない、ii) 申立期間に係る領収証書を含む書類等の処分を申立人から依頼されたとするD業者の代表者から、その処分時の状況等を記した「処分証明書」が提出されているものの、同証明書には、申立期間における国民年金保険料の納付の事実を確認できる記述は無い上、当該代表者から、申立人の申立期間における保険料納付をうかがわせる陳述は得られないなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、既に、当委員会の決定に基づき、平成24年8月24日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、4回目の申立てに当たり、申立人に対して申立期間の国民年金保険料の納付状況等を改めて面談又は電話により聴取するため3度にわたり電話連絡を行ったが、申立人は、「面談して話をすることはない。申立て時に提出した文書に書いているとおり。」と陳述するのみであり、また、申立人が申立て時に提出した文書を見ても、2回目の申立てにおいて申立人から提出された「C年金事務所 2011/09/06 日受付上申書第2-2」と記載されているのみであり、申立人から申立期間の保険料納付をうかがわせる新たな事情等を酌み取ることができない。

これら今回の申立内容は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月から8年4月までの期間、同年6月から9年2月までの期間及び同年5月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年11月から8年4月まで  
② 平成8年6月から9年2月まで  
③ 平成9年5月から同年10月まで

母が「20歳になると国民年金保険料を納付しなければならない。」と言って、平成7年11月から大学を卒業した10年3月まで、私の保険料を納付してくれていた。

また、私は、当時の領収証書の一部を手元に所持していることから、申立期間①、②及び③が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が学生時代にその母親が申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てしているところ、申立人の国民年金の加入時期等を調査すると、申立人が会社に就職後の平成10年6月に7年11月18日まで遡って、国民年金の第1号被保険者の資格を取得していることが申立人のオンライン記録により確認できることから、10年6月頃に申立人の加入手続が初めて行われたものと推定され、加入手続前の学生時代に保険料を納付することはできないものと考えられる。

また、申立人のオンライン記録を見ると、加入手続が行われた直後の平成10年6月30日に、その時点で時効成立前の納付が可能な8年5月の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間①の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、申立人が所持する領収証書は、いずれも大学卒業後に納付した申立期間②及び③前後の期間の過年度保険料の領収証書であり、その一部の領収

証書について、これが納付の根拠であると主張しているが、全て申立人の納付記録と一致している上、同記録で未納とされている申立期間②及び③の国民年金保険料を過年度納付することが可能な時期は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の時期であり、収納事務の機械化等により記録管理の強化が図られていることから、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものとされている。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していないことから、申立人の保険料を納付してくれていたとするその母親に当時の状況について聴取したが、国民年金の加入手続及び年金手帳の記憶は定かでないとし、保険料は、申立人が実家に戻ってくるたびに受け取っていた郵便物等の中から、納付の必要があるものは納付していた程度にしか覚えていないと陳述しており、保険料に関しての具体的な納付状況は不明であるほか、申立内容のとおり、母親が、申立人が20歳になった頃から国民年金保険料を納付するためには、申立人に国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の母親が申立期間①、②及び③の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年8月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年8月から13年3月まで

私は、平成12年8月から同年11月までの国民年金保険料について、同年7月頃から交際をはじめた現在の夫のアドバイスと金銭援助を受け、同年12月に一緒にA県B市役所を訪ね、加入手続きを行い、私と夫の手持ちの現金の中から支払える範囲の金額として、窓口で当該4か月分の保険料を一括して納付した。

また、平成12年12月から13年3月までの4か月間の国民年金保険料については、私が毎月B市役所の窓口で納付した。

結婚準備で経済的に大変な時期であった中、用意できる最大限のお金を用意して遡って納付し、その後も国民年金第3号被保険者となるまで毎月納付したのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前の平成12年12月に、B市で国民年金の加入手続きと国民年金保険料の納付を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び同市の国民年金被保険者名簿（検認台帳）を見ると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、3年8月に同市で払い出されて以降、同市での保険料納付の事跡は無いなど、陳述と符合する事情は見当たらない。

また、申立人及びその夫は、納付書の色及び形状など国民年金保険料の納付の際の具体的な記憶は定かでないとしており、申立期間に係る保険料納付をうかがわせる状況を確認することができない。

さらに、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務等の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6477 (事案 3316、4297、5512 及び 6310 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年1月まで

平成2年6月に、国民年金保険料の納付終了の案内が自宅に届いたが、年金額が年間40万円ぐらいにしかならないと知り、それから1か月もたたないうちに、区役所で任意加入手続を行った。

申立期間当時の家賃は月額5万8,000円であり、せめて年金で家賃ぐらいは支払えるようにしたいと思い、65歳まで国民年金保険料を納付したはずであるとして、年金記録確認第三者委員会に4回申立てを行ったが、いずれも、認められないとの回答を受けた。

今回、A県B市から申立期間当時の同市C区役所保険年金課における職員名簿を入手したので、これを基に当時の担当者を特定するなど、改めて調査及び審議を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所(当時)が保管する申立人の国民年金被保険者資格取得申出書(高齢任意用)が平成3年2月20日に受け付けられていることが確認でき、この受付時点で、申立期間は国民年金の任意未加入期間となるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない、ii) 社会保険事務所では通常、申立人が資格取得申出書を提出して任意加入した場合、自身で喪失手続を行わない限り、重複して資格取得申出書を受け付けることはないとは回答しているところ、前述の当該申出書以外の申出書の存在は確認できず、その他、申立人に係る別の資格取得申出書(高齢任意用)が受け付けられたことをうかがわせる事情等も見当たらない、iii) 申立人は、高齢任意加入の申出をしたその場で保険料を納付したと申し立てしているところ、B市では、当該申出書を受理後は、一旦、社会保険事務所に転送し、同事

務所から高齢任意加入が可能であること、及び保険料の納付可能な月数について回答を受けた後に、初めて納付書を発行するのが通例であり、高齢任意加入の申出を受け付けたその場で保険料を収納することはない旨回答している等として、当委員会の決定に基づき、21年10月2日付け、22年5月28日付け、23年3月18日付け及び24年4月27日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに際し、申立人は、平成2年7月当時のB市C区役所保険年金課の職員名簿を新たな資料として提出し、改めて当時の担当者を特定して、自身が手続をしたことを確認してほしいと申し立てている。

しかし、C区に対して、上記名簿を基に調査を依頼したが、当時の担当者を特定できる回答は得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 1 日から 55 年 7 月 10 日まで  
昭和 52 年 10 月から 55 年 12 月末まで、A 社で B 職をしていた。

ところが、年金事務所の記録では、A 社に入社した昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 3 月 1 日までの 5 か月間は、C 社、同年 3 月及び同年 4 月の 2 か月間は未加入期間、同年 5 月 9 日から 54 年 5 月 30 日までの 12 か月間は D 社、さらに、同年 5 月から 55 年 6 月までの 14 か月間は未加入期間となっている。

上記の各期間の記録のうち、C 社での加入となっている期間については、A 社から同社に出向していた期間であることから、同社の被保険者記録となっていると理解しているが、そのほかの期間については、A 社において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 54 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる元同僚の陳述から判断すると、申立人が、申立期間のうち、同年 12 月頃には同社で勤務していたものと推認できるものの、当該元同僚のほか、申立期間中に被保険者記録が確認できる 20 人からは、申立人が同年 12 月以前に同社に勤務していた旨の陳述は得られなかった。

また、A 社は、昭和 55 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務状態及び保険料控除の状況について確認することはできない。

さらに、同期入社の方が 10 人程度いたと申立人が陳述しているところ、前述の被保険者名簿を見ると、申立人が A 社に入社したとする昭和 52 年 10 月 1 日以降、申立人が同社で被保険者資格を取得した 55 年 7 月 10 日までの期

間に、被保険者資格を取得している者は9人(申立人は除く。)確認できるが、52年10月1日以降の約半年間に被保険者資格を取得している者はいない上、これらの者から申立人と同期入社したとする陳述は得られなかった。

加えて、申立人及び元同僚がそれぞれ記憶している者のうち複数の者について、前述の被保険者名簿に氏名が見当たらないことを踏まえると、申立期間当時、A社では、必ずしも全ての従業員を漏れなく厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

このほか、前述の被保険者名簿に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見られないほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立期間のうち、昭和48年1月1日から同年10月1日までの期間、60年4月1日から61年7月1日までの期間、同年10月1日から62年7月1日までの期間、平成5年10月1日から6年2月1日までの期間、9年10月1日から15年7月1日までの期間、同年10月1日から16年3月31日までの期間、同年4月1日から同年9月1日までの期間、17年9月1日から20年4月1日までの期間及び21年9月1日から22年4月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。
- 2 申立期間のうち、昭和48年10月1日から49年1月1日までの期間、61年7月1日から同年10月1日までの期間、62年7月1日から平成5年10月1日までの期間、6年2月1日から9年10月1日までの期間、15年7月1日から同年10月1日までの期間、16年9月1日から17年9月1日までの期間及び20年4月1日から21年9月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。
- 3 申立期間のうち、昭和60年2月1日から同年3月31日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。
- 4 申立期間のうち、平成22年4月1日から23年11月30日までの期間について、申立人の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月1日から49年1月1日まで  
② 昭和60年2月1日から同年3月31日まで  
③ 昭和60年4月1日から平成5年1月1日まで  
④ 平成5年1月1日から16年3月31日まで  
⑤ 平成16年4月1日から22年4月1日まで  
⑥ 平成22年4月1日から23年11月30日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間①、③、④、⑤及び⑥の



標準報酬月額が、当時の収入額に比べて低く記録されている。当時は、C職又はD職等として勤務し、記録されている標準報酬月額よりも多くの収入を得ていたので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②は、A社E支社にC職として勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①、②、③、④及び⑤については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑥については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①のうち、昭和48年1月1日から同年10月1日までの期間について、申立人は、標準報酬月額が実際の収入額と相違しているので訂正してほしいと申し立てている。

しかし、B社提出の「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載されている申立人の資格取得時（昭和48年1月）の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、B社は、「資格取得月である昭和48年1月の厚生年金保険料は、標準報酬決定通知書に記載の標準報酬月額に基づき控除したと思われる。資格取得月の翌月以後は、資料が無いため、保険料控除の状況は不明である。」と回答している。

さらに、申立人と同日の昭和48年1月1日にA社E支社で資格を取得している同僚34人の当該期間の標準報酬月額は、多くの者が申立人と同額であり、申立人の標準報酬月額に不自然な点は見られない上、申立人が氏名を記憶している同僚及び連絡先の判明した当時の従業員に照会し19人から回答を得たが、申立人主張の標準報酬月額に見合う保険料控除をうかがわせる陳述は無かった。

加えて、申立人から提出された各種資料を見ても、申立人主張の標準報酬月額に見合う保険料控除をうかがわせる記載は確認できず、ほかに当該控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立期間①のうち、昭和48年10月1日から49年1月1日までの期間については、申立人主張の標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

- 3 申立期間②について、申立人は、A社E支社に勤務していたので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいと申し立てしているところ、B社提出の人事記録により、申立人が申立期間②も継続してA社E支社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社提出の「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を見ると、申立人の資格取得日はオンライン記録と一致する昭和60年4月1日と記載されており、同社は、「申立人を採用してから昭和60年3月31日までは試用期間である。当時、試用期間中は厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料を控除していなかったと思われる。」と回答している。

また、当時、A社E支社で被保険者であった複数の者も、試用期間中は厚生年金保険に加入せず、給与から保険料が控除されることは無かったと陳述している。

さらに、B社が加入しているF健康保険組合に記録されている申立人の資格取得日も、オンライン記録の資格取得日と一致している。

加えて、申立人から提出された各種資料を見ても、申立人の申立期間②に係る保険料控除をうかがわせる記載は確認できず、ほかに当該控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間③のうち、昭和60年4月1日から61年7月1日までの期間及び同年10月1日から62年7月1日までの期間について、申立人は標準報酬月額が実際の収入額と相違しているので訂正してほしいと申し立てている。

しかし、B社提出の「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載されている申立人の資格取得時（昭和60年4月）の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、B社は、「資格取得月である昭和60年4月の厚生年金保険料は、標準報酬決定通知書に記載の標準報酬月額に基づき控除したと思われる。資格取得月の翌月以後は、資料が無いため、保険料控除の状況は不明である。」と回答している。

さらに、申立人の資格取得日の前後各6か月の間に、A社E支社で資格

を取得している者 51 人の資格取得時の標準報酬月額は、多くの者が申立人と同額であり、申立人の標準報酬月額に不自然な点は見られない上、連絡先の判明した当時の従業員に照会し 21 人から回答を得たが、申立人主張の標準報酬月額に見合う保険料控除をうかがわせる陳述は無かった。

加えて、申立人から提出された各種資料を見ても、申立人主張の標準報酬月額に見合う保険料控除をうかがわせる記載は確認できず、ほかに当該控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立期間③のうち、昭和 61 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び 62 年 7 月 1 日から平成 5 年 1 月 1 日までの期間については、申立人主張の標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

- 5 申立期間④のうち、平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 2 月 1 日までの期間、9 年 10 月 1 日から 15 年 7 月 1 日までの期間及び同年 10 月 1 日から 16 年 3 月 31 日までの期間並びに申立期間⑤のうち、同年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、17 年 9 月 1 日から 20 年 4 月 1 日までの期間及び 21 年 9 月 1 日から 22 年 4 月 1 日までの期間について、申立人は標準報酬月額が実際の収入額と相違しているので訂正してほしいと申し立てている。

しかし、B 社が作成し管理している申立人の厚生年金保険履歴を見ると、当該期間の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、B 社は、申立人の厚生年金保険履歴で確認できる標準報酬月額に基づき保険料を控除したと思われるとしているところ、賃金台帳が保管されている平成 14 年以後の期間については、申立人の厚生年金保険料の控除額及び給与額のそれぞれに基づく標準報酬月額のうちいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と符合しているか、又はオンライン記録の標準報酬月額よりも低くなることが確認できる。

さらに、G 市に記録されている申立人の平成 5 年から 22 年までの社会保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と符合している。

加えて、申立人提出の平成 12 年から 22 年までの所得税の確定申告書の写しに記載されている社会保険料控除額に基づく標準報酬月額も、オンライン記録の標準報酬月額と符合しており、ほかに申立人主張の標準報酬月額に見合う保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立期間④のうち、平成5年1月1日から同年10月1日までの期間、6年2月1日から9年10月1日までの期間及び15年7月1日から同年10月1日までの期間並びに申立期間⑤のうち、16年9月1日から17年9月1日までの期間及び20年4月1日から21年9月1日までの期間については、申立人主張の標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

- 6 申立期間⑥について、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の給与額は、オンライン記録の標準報酬月額と符合していることが、申立人提出の給与明細表、B社提出の賃金台帳等により確認でき、ほかに申立人主張の標準報酬月額に見合う給与の支払の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間⑥について、申立人の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 13702 (事案 4881 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 12 年 4 月 1 日まで  
前回、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されているとして、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたところ、一部の期間については訂正が認められた。しかし、訂正後の標準報酬月額も実際の給与額より低くなっている。

前回の結果に納得できないので、新たな資料等はないが、記録の訂正が認められた期間を含め申立期間について再度申し立てる。調査の上、申立期間の標準報酬月額を給与額に見合った額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間のうち、平成 10 年 3 月から同年 10 月までの期間及び 11 年 10 月から 12 年 3 月までの期間は、申立人提出の給与明細書で確認できる給与額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額が、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることから、保険料控除額に見合う標準報酬月額への訂正が必要であるとして、また、申立期間のうち、残りの期間については、給与明細書等で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又はこれを下回っているため、記録の訂正は必要でないとして、既に当委員会の決定に基づき、21 年 12 月 4 日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合った額に訂正してほしいと改めて主張している。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人

の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされている。申立人の場合、保険料控除額に見合う標準報酬月額が、給与額に見合う標準報酬月額を下回っているため、給与額に見合う標準報酬月額への記録の訂正を認めることはできない。

また、今回の再申立てにおいて、申立人から新たな資料等の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月 11 日から同年 11 月 1 日まで  
平成 14 年 7 月から 15 年 3 月まで A 社に勤務し C 業務に従事していた。しかし、厚生年金保険被保険者資格の取得日は 14 年 11 月 1 日となっており、申立期間の加入記録が無い。  
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された A 社に係る平成 14 年分の源泉徴収票により、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、複数の同僚が、「A 社では申立期間当時、入社後数か月の試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述しているところ、A 社提出の申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には、平成 14 年 11 月 1 日に資格を取得と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、申立人は、「申立期間当時、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と陳述しており、前述の源泉徴収票からもこのことがうかがえる。

さらに、前述の同僚のうち、試用期間中に厚生年金保険料が控除されていたとする者はおらず、A 社も、「申立期間当時の資料は処分したため、申立人の給与からの保険料控除の状況は不明である。」と回答している。

加えて、全国健康保険協会 B 支部の記録によると、申立人は、申立期間を含む平成 14 年 5 月 16 日から同年 11 月 1 日まで政府管掌健康保険の任意継続被保険者となっている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

高等学校在学中の昭和 32 年秋頃に、A 社（現在は、B 社）の社員募集があった。募集要項に「社会保険完備」と明記されているのを確認し、同社の採用試験を受け、卒業後の 33 年 4 月 1 日に入社した。

入社日の辞令交付時に、担当者から正社員であることを告げられた。採用後、「社会保険に入っている会社で良かった。」と家族が喜んでいたことも覚えているので、入社日から厚生年金保険に加入し、保険料も控除されていたと思うが、資格取得日は昭和 33 年 10 月 1 日となっている。

調査の上、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の辞令及びB社の回答から、申立人が昭和 33 年 4 月 1 日にA社に入社し、申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 33 年 4 月に資格を取得している者はいない一方で、申立人と同学年で、申立人と同日の同年 10 月 1 日に資格を取得している者は多数確認でき、このうち複数の元従業員が、「私は昭和 33 年 4 月 1 日に入社したが、入社後は試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述している。

また、当該元従業員のうち、申立期間も厚生年金保険料が控除されていたとする者はおらず、B社も、「関連資料は残っていないが、申立期間当時は入社から 6 か月後に厚生年金保険に加入していたと、当時入社した者から聞いている。厚生年金保険に加入する前の従業員の給与から、保険料を控除していたとは考え難い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から同年12月1日まで  
夫はA社B支店には平成3年11月末日まで勤務していたのに、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年4月1日になっている。  
調査の上、申立期間も夫が厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人は平成3年11月末日までA社B支店に勤務していたと主張している。

しかし、A社保管の労働者名簿を見ると、申立人の退職日は平成3年3月31日と記録されており、同社は、「申立人は平成3年4月1日以後、当社に勤務していない。」と回答している。

また、A社B支店で平成3年4月1日に資格を取得している元従業員は、「私は、申立人と入れ代わりで平成3年4月1日に入社し、それまで申立人が従事していた業務を担当することになった。申立人は、同年4月1日以後はA社B支店に勤務していない。」と陳述している。

さらに、雇用保険の加入記録でも、申立人のA社B支店における離職日は平成3年3月31日となっている上、申立期間中の同年4月5日に求職の申込みを行い、同年7月12日から4年5月2日まで失業給付（基本手当）を受給していることも確認できる。

加えて、申立人がA社B支店勤務時に加入していたC厚生年金基金における資格喪失日は、オンライン記録の資格喪失日と一致している上、D市の記録に

よると、申立人は、申立期間を含む平成3年4月1日から6年12月7日まで国民健康保険の被保険者となっている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

年金事務所から「A社で勤務していた方について、平成 15 年 4 月支給の賞与に関する年金記録を訂正することになった。私についても、年金記録に反映されていない賞与の支払があった可能性がある。」との内容の手紙をもらった。

平成 15 年 4 月にA社から賞与が支給されたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年 4 月にA社から賞与が支給されたので、標準賞与額の記録を訂正してほしいと申し立てており、申立期間においては、A社の関連会社であるB社で勤務していたと陳述している。

しかし、申立人が給与等振込先としていた金融機関から提出された申立人に係る普通預金取引明細表を見ると、申立期間の賞与と見られる金額の入金は確認できない。

また、A社は、「B社は、決算賞与を3月に支給しているので、同社に出向していた申立人についても、平成 15 年 4 月に賞与の支給は無い。」旨回答している。

さらに、A社が加入しているC健康保険組合は、申立人に係る申立期間の標準賞与額の記録は無い旨の回答をしている。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。
- 2 申立人は、申立期間④、⑤及び⑥について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月 30 日から同年 2 月 2 日まで  
② 昭和 52 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 52 年 5 月 31 日から同年 6 月 3 日まで  
④ 昭和 50 年 3 月 13 日から 51 年 1 月 30 日まで  
⑤ 昭和 51 年 2 月 2 日から 52 年 3 月 30 日まで  
⑥ 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで

夫はA社（現在は、B社C営業所）に、昭和50年3月に入社し、平成14年12月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険被保険者期間が空白となっている。申立期間①、②及び③は、いずれも同社のD本社でE職として勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、夫がA社に勤務した期間のうち、申立期間④、⑤及び⑥のそれぞれの期間に係る標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されている。

夫は申立期間④、⑤及び⑥当時、20万円以上の給与が支給されていたことを覚えており、当該期間の給与明細書も一部所持しているため、各期間に係る標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に同社の被保険者であったことが確認できる元同僚の陳述から判断すると、申立人が同社に当該期間も継続して在籍していたことが推認できる。

しかし、B社C営業所は、申立期間①、②及び③当時の人事記録並びに賃金台帳等の関係資料を保存していない上、当時の事業主は既に死亡しているとしているため、同社から申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除については、確認できない。

また、前述の被保険者名簿を見ると、申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和50年3月を含む前後6か月（昭和49年10月1日から50年8月31日まで）の間に被保険者資格を取得した者207人のうち、厚生年金保険被保険者期間に空白期間がある者が申立人を含む73人も確認できる。

さらに、当該73人のうち、申立人を除く20人については、申立人とほぼ同時期に3度の被保険者資格の喪失及び再取得が行われており、その喪失及び再取得の都度、厚生年金保険被保険者期間に数日の空白が生じており、A社では、多くの従業員について一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

加えて、申立人とほぼ同時期に3度の被保険者資格の喪失及び再取得が行われている前述の元従業員20人のうち、住所が確認できる14人に照会し、6人から回答が得られたが、うち5人は「私の被保険者期間の記録に間違いはない。」旨、残り1人は「私の被保険者期間の記録が間違っているか否か分からない。」旨それぞれ陳述しており、これらの者から、申立人の申立期間①、②及び③における保険料控除を推認できる資料及び陳述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立人は、申立期間④、⑤及び⑥の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い

方の額を認定することとなる。

ところで、申立期間④のうち、昭和 50 年 5 月及び同年 6 月については、申立人から提出された給与明細書により、各月の給与支給額がオンライン記録の標準報酬月額をいずれも上回っていることが確認できるものの、同明細書に記されている各月の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

一方、申立期間④のうち、昭和 50 年 3 月、同年 4 月及び同年 7 月から同年 12 月までの期間については、保険料控除等を確認できる給与明細書等が無く、B 社 C 営業所が「申立期間当時の申立人に係る関係資料等は保存していない。また、当時の事業主も既に死亡しているため確認できない。」旨陳述しているため、申立人の申立期間④における報酬月額及び保険料控除の状況について確認できない。

なお、A 社では当時、1 か月につき給与が上期と下期の 2 回支給されていたところ、申立人から、昭和 50 年 7 月の半期分の給与明細書が提出されているが、同給与明細書には保険料控除額が記されていない上、半月分の同給与明細書のみでは、当該月の報酬月額も確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人と同一時期に A 社に入社した同職種のほとんどの元従業員に係る資格取得時の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同額の 9 万 8,000 円であることが確認できる。

次に、申立期間⑤のうち、昭和 51 年 10 月から同年 12 月までの期間については、特例法に従って、申立人から提出された給与明細書により、各月の給与支給額がオンライン記録の標準報酬月額をいずれも上回っていることが確認できるものの、同給与明細書に記されている各月の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

一方、申立期間⑤のうち、昭和 51 年 2 月から同年 9 月までの期間、52 年 1 月及び同年 2 月については、保険料控除等を確認できる給与明細書等が無く、B 社 C 営業所が「申立期間当時の申立人に係る関係資料等は保存していない。また、当時の事業主も既に死亡しているため確認できない。」旨陳述しているため、申立人の申立期間⑤における報酬月額及び保険料控除について確認できない。

なお、A 社では当時、1 か月につき給与が上期と下期の 2 回支給されていたところ、申立人から、昭和 52 年 1 月の半期分の給与明細書が提出されているが、同給与明細書には保険料控除額が記されていない上、半月分の同給与明細書のみでは、当該月の報酬月額も確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人とほぼ同一時期に A 社において厚生年金保険被保険者資格を再取得している同職種の前述の元従業員 20 人に係る再取得時の標準報酬月額は、いずれも申立人の標準報酬月額



と同額の9万8,000円であることが確認できる。

申立期間⑥については、保険料控除等を確認できる給与明細書等が無く、B社C営業所が「申立期間当時の申立人に係る関係資料等は保存していない。また、当時の事業主も既に死亡しているため確認できない。」旨陳述しているため、申立人の申立期間⑥における報酬月額及び保険料控除の状況について確認できない。

また、前述の被保険者名簿において、申立人とほぼ同一時期にA社において、厚生年金保険被保険者資格を再取得している同職種の前述の元従業員20人に係る再取得時の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同額の14万2,000円であることが確認できる。

このほか、前述の被保険者名簿を見ても、申立人の申立期間④、⑤及び⑥に係る標準報酬月額が遡及して訂正された事跡は無く、申立期間において、同名簿に不自然な点も見当たらない上、申立人が申立期間④、⑤及び⑥において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間④、⑤及び⑥について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 1 日から 41 年 4 月 21 日まで  
② 昭和 43 年 3 月 4 日から 44 年 3 月 2 日まで  
③ 昭和 45 年 5 月 4 日から 46 年 3 月 21 日まで

日本年金機構から、脱退手当金の受給について確認はがきを送付されてきたが、A社で勤務していた申立期間については、脱退手当金支給済みと記載されていた。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことはなく、受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の申立期間②及び③における記号番号については、昭和 49 年 6 月 20 日に重複整理の手続が取られ、申立期間①における記号番号に統合されていることが確認できるところ、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金が、この約 1 か月前の同年 5 月 15 日に支給決定されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて前述の重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、前述の被保険者名簿のうち、申立人の申立期間③に係る欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいふことができない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間①の前及び申立期間①と②の間に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間①、②及び③と未請求の期間における厚生年金保険被保険者台帳記号番号が、それぞれ別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまでは言えない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 16 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を受けた。

申立期間は、A社を退職した翌日からB社において厚生年金保険被保険者の資格を取得するまでの期間である。

この間は、B社がまだ会社として設立されておらず、その後の同社設立時に社長となった者から、関連会社のC社において、業務を見学し、今後の業務に役立たせるように指示され、A社を退職後すぐにC社に出社していた。

この間の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを明確に覚えている。また、その給与は、B社設立前であるので、出社先のC社から支払われていたと考えられる。

申立期間をC社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有り、申立人を覚えているとする同社の元従業員は、「昭和 37 年 3 月頃、申立人が 1 か月間程度、B社からD職の見習社員として、C社に来ていた。」旨陳述している。

また、B社に係る商業登記簿謄本を見ると、同社の会社成立年月日が昭和 37 年 2 月 \* 日であることが確認できるところ、同社成立時の代表取締役は、

「B社設立時期に申立人が在籍していた。また、申立人は、同社の従業員であって、C社の従業員として勤務したことは無いと思う。」旨、また、同社の複数の元従業員も、「申立期間の時期に申立人がB社のD職として勤務していた。」旨それぞれ陳述していることから、申立人が、申立期間において同社に在籍していたと推認できる。

さらに、B社の代表取締役は、「申立期間当時の経理事務等は、C社で経理課長をしていた者に任せていたので、申立人の保険料控除等に関することは分からない。」旨陳述しているところ、当該経理課長は既に死亡しているものの、申立期間当時、C社で社会保険及び経理事務を担当していたとする者は、「C社の関連会社であっても、別会社の従業員を同社で社会保険に加入させることはない。」旨陳述している。

加えて、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和37年9月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所となる前から勤務していたとする複数の元従業員のオンライン記録を見ても、それぞれが記憶する同社への入社時期から、同社において被保険者資格を取得するまでの期間については、厚生年金保険の加入記録は確認できない上、これらの者全員が、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前に、給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かは不明である旨の陳述をしている。

さらに、C社は平成元年に、B社は昭和40年にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、これらの事業所から、申立人の申立期間における保険料控除の状況等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。